（電気情報技術調整官）

第百四十五条の五　河川国道事務所等を通じて電気情報技術調整官六人以内を置く。

2　電気情報技術調整官は、命を受けて、河川国道事務所等の所掌事務に関する電気通信施設の整備及び管理並びにエネルギーの使用の合理化に関する事務のうち、特定事項に関する事務をつかさどる。

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十三人以内を置く。

2　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官五十二人以内を置く。

2　（略）

第百四十八条の二　削除

（契約調整官）

第百四十八条の四　港湾事務所等を通じて契約調整官二人以内を置く。

2　契約調整官は、命を受けて、港湾事務所等の所掌事務に関する入札及び契約に係る調整及び苦情の処理に関する事務をつかさどる。

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十七人以内を置く。

2　（略）

（削る）

第百四十八条の六・第百四十八条の七　（略）

附　則

（建設専門官の設置期限の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち五人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち七人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち三十人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち八人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

6　第百三十六条の建設専門官（前五項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

第十九条　削除

（新設）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百八十二人以内を置く。

2　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官四十二人以内を置く。

2　（略）

（総括構造物維持管理官）

第百四十八条の二　技術事務所を通じて総括構造物維持管理官一人を置く。

（作業船管理官）

第百四十八条の四　港湾事務所等を通じて作業船管理官一人を置く。

2　作業船管理官は、命を受けて、港湾事務所等の所掌事務に関する船舶の運用に関する調整に関する事務をつかさどる。

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十六人以内を置く。

2　（略）

（管財管理官）

第百四十八条の六　港湾事務所等を通じて管財管理官一人を置く。

2　管財管理官は、命を受けて、港湾事務所等に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百四十八条の七・第百四十八条の八　（略）

附　則

（建設専門官の設置期限の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち五人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち七人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち二十九人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　第百三十六条の建設専門官のうち（前四項に規定するものを除く。）のうち八人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

（熊本復興事務所の設置期間の特例）

第十九条　九州地方整備局熊本復興事務所は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。